

訪問介護相当サービスの運営規程について

運営規程に記載すべき事項

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ⑤指定訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までに記載）
- ⑪その他運営に関する重要事項

○注意

（指定訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第〇条 訪問介護相当サービスの内容は、次に掲げるサービスを行うものとする。

- （１）身体介護（入浴、排せつ、食事等の介助）
- （２）生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物等の支援）

第２項 訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「玉名市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。